

積立定期預金

平成26年11月4日現在

商 品 名	積立定期預金
販 売 対 象	法人及び個人
契 約 期 間	6ヵ月以上5年以内 ただし、預入期間満了後(最終預入日)から最低3ヵ月の据置期間が必要です。
預 入 (1)預 入 方 法	(1)定額式…契約の際に一定の目標額、積立期間、据置期間、預入日、預入回数1回の預入額を定めておき、据置期間が終了した日を満期日とする定額積立定期預金。 (2)自由式…契約の際に一定の目標額、積立期間、据置期間を定め、据置期間が終了した日を満期日とするが、預入日、預入回数、1回の預入金額に制限をおかず、随時いくらでも預け入れできる自由積立定期預金。 (3)ボーナス併用式…毎月の積立以外に、ボーナス分の積立も併用して預け入れできる。
(2)預 入 金 額	1,000円以上
(3)預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1)適 用 金 利	固定金利(預入(払込み)時の満期日までの期間に応じたスーパー定期の店頭表示利率を満期日まで適用します。)
(2)利 払 方 法	(1)契約期間3年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 (2)契約期間3年以上のものは満期日より溯って2年毎に利息計算日(中間元加日)を定め、その計算日に預入日または前回の利息計算日より1年以上経過したものについて、その期間に応じた定期預金利率によって計算のうえ元金に組み入れます。
(3)計 算 方 法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) 法人は総合課税となります。
手 数 料	—
付加できる特約事項	(1)個人の方はマル優の取扱いができます。 (2)普通預金等からの自動振替による預入金の受入ができます。(自由式不可)

<p>中途解約時の取扱い</p>	<p>(1)満期日前に解約する場合は、積立明細毎の預入日から解約日の前日までの日数および以下の明細毎の預入期間に応じた利率(小数点第2位未満切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(2)契約期間3年未満の場合(明細毎の預入期間に応じて以下のとおり払い戻します)</p> <table border="1" data-bbox="464 322 1457 517"> <tr> <td>預入期間が6ヵ月未満の場合</td> <td>中途解約日現在の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>(3)契約期間3年以上の場合(中間元加された明細はひとまとめとして、中間元加日を基準に、中間元加後に預け入れたものについては明細毎の預入期間に応じて以下のとおり払い戻します)</p> <table border="1" data-bbox="464 651 1457 842"> <tr> <td>預入期間が6ヵ月未満の場合</td> <td>中途解約日現在の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>預入期間が1年以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table>	預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率	預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%	預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%	預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率	預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%	預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%
預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率												
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%												
預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%												
預入期間が6ヵ月未満の場合	中途解約日現在の普通預金利率												
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%												
預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%												
<p>金利情報の入手方法</p>	<p>金利は店頭の金利表示用モニター又は、店頭備え付けの金利表示ボード及び、窓口へご照会ください。</p>												
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>												
<p>その他参考事項</p>	<p>満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率より計算します。</p>												
<p>預金保険について</p>	<p>預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>												